

政務活動費 領収書等貼付用紙

4577

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 4 日	支出額	12,320 円
項目	事務費	充当額	9,856 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	複合機リース代		
備考			

支払証明書あり

理由 銀行口座引落の為

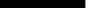
きら英敏事務所はOA機器等契約媒介申込約款を確認し以下内容にて申し込みをします。

1. 申込者

2023/07/20

会社情報	会社名	フリガナ キラヒデトシジムシヨ		
		きら英敏事務所		
	代表者名	フリガナ	キラヒデトシ	電話番号
			吉良英敏	FAX番号
	住所	〒 340-0133 埼玉県幸手市惣新田1465		
担当者名	フリガナ		担当者	
			電話番号	
	e-mail	kira.hidetoshi.jimusyo@gmail.com		
請求先	住所	〒 340-0133 埼玉県幸手市惣新田1465		
	送付先名	きら英敏事務所		
	担当者名		電話番号	0480-48-1172
	e-mail	kira.hidetoshi.jimusyo@gmail.com		
納品先	納品先	〒 340-0133 埼玉県幸手市惣新田1465		
	納品先名	きら英敏事務所		
	担当者名		電話番号	0480-48-1172

2.媒介事業者

会社名	株式会社ビジョン	代表者名	大田 健司
住所	〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号	担当者名	

2023/07/20

3. 契約商品・サービス

一覧				
No	メーカー	商品名	型式	数量
1	キヤノン	複合機	iR-ADV C3830F	1

納入予定日

月額リース料	11,200
支払回数	72
リース料総額	806,400

備考

2023/07/20

5. 解約/撤去品

一覧

1	メーカー	商品名	型式		台数	保守	保守会社名	保守会社TEL
	Canon	カラー複合機	iR-ADV C3330F		1	有	株式会社 ドミジョン	03-5291-5810
	契約形態	リース会社	残期間	残月額	契約番号	リース解約区分	処理区分	
	リース	セゾン	0回	7,800円		委任解約	撤去(廃棄)	
	メーカー	商品名	型式		台数	保守	保守会社名	保守会社TEL
	契約形態	リース会社	残期間	残月額	契約番号	リース解約区分	処理区分	
			回	円				

備考

--

OA機器等契約媒介申込約款

この「OA機器等契約媒介申込約款」は、表記、OA機器契約媒介申込者（以下、「貴社」といいます。）が、株式会社ビジョン（以下、「当社」といいます。）に対して、リース契約の媒介を委託する際に適用される事項について定めるものとします。

第1条（用語の定義）

本約款で用いられる用語の定義は以下の通りです。

本約款：この「OA機器等契約媒介申込約款」をいいます。

本契約：本約款を契約の内容として締結されるOA機器等の媒介についての契約をいいます。

本申込書：本契約の締結のために用いられる申込書をいいます。

本リース申込書等：本契約に基づき当社が媒介するリース契約の申込書及びリース契約の審査依頼書の総称です。

本リース約款：リース会社が規定するリース契約についての約款をいいます。

本リース契約：当社が媒介するリース契約をいいます。

本リース物件：リース契約の対象となる商品又はサービスをいいます。

旧リース契約：リース契約の締結に伴い解約となるリース契約をいいます。

旧物件：旧リース契約の対象となる商品又はサービスをいいます。

旧リース会社：旧リース契約を提供するリース会社をいいます。

第2条（リース申込及び審査等）

1. 貴社は、当社に本リース契約の媒介を依頼するに当たり、本申込書と併せて本リース申込書等を当社に提出するものとします。
2. 本契約は、貴社が本申込書を当社に提出したときに成立するものとします。
3. 貴社は、貴社の責任において、本リース申込書等に記載された条件（本リース約款を含みますが、これに限りません。）を確認するものとします。
4. 貴社は、本リース申込書等へ虚偽の記載をするなどしてはなりません。
5. 当社は、貴社から本リース申込書等の提出を受けた場合、遅滞なく本リース申込書等をリース会社に提出し、本リース契約に関する審査を依頼するものとします。
6. 前項の審査は、リース会社の基準でリース会社が実施するものであり、当社はその結果について、何らの責任も負わないものとします。

第3条（本リース物件）

当社は、本リース物件について、本リース物件が通常有すべき機能を正常に備えていること、貴社の特定の目的に適合すること、固有の環境等に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性、有用性を有すること、又は貴社に適用のある法令又は業界団体の規則等に適合すること等について、何らの保証しないものとします。

第4条（本リース物件の設置）

1. 貴社が第2条のリースの審査に合格した場合、当社は、別途貴社と協議の上定めた期日までに、本リース物件を本リース申込書記載の設置場所に設置するものとします。
2. 貴社は、本リース物件の設置完了後、本リース契約が開始されるまで、善良な管理者の注意をもって、本リース物件を保管、管理しなければなりません。

第5条（キャンセル）

貴社は、貴社が貴社の責に帰すべき事由により本リース契約の申込を撤回した場合、以下の違約金を当社に支払うものとします。

本リース契約にかかる審査承認の連絡をしてから物件設置まで：本リース物件にかかるリース契約総額の50%相当額

本リース契約にかかる審査承認の連絡をしてから物件設置後：本リース物件にかかるリース契約総額相当額

第6条（旧物件）

1. リース物件の設置が入れ替えを伴うものである場合、貴社は、当社に対し、旧物件の引き上げを委託できるものとします。
2. 貴社は、前項に基づき当社に旧物件の引き上げを委託する場合、その処分について、当社に一任するものとします。
3. 貴社は、旧物件に何らかの権利が設定されている場合、貴社の責任と費用において、当該権利を除去する等の必要な措置を講じるものとし、当社は、旧物件の処分の結果生じた当該権利に関する事項について、何らの責任も負わないものとします。

第7条（残債務）

1. 貴社は、旧物件がリース物件である場合、旧リース契約にかかる残債務は、原則本リース物件代金に上乗せされることを承諾するものとします。ただし、貴社が残債務を別途旧リース会社に対して清算した場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定に関わらず、旧リース契約の料金について、未払いの料金（本契約成立時において既に支払日が到来している旧リース契約にかかる料金のうち、その支払いがなされていないものをいうものとします。）がある場合は、貴社自身で当該未払いの料金を精算しなければなりません。

第8条(秘密保持)

1. 当社及び貴社は、当社又は貴社が相手方に対し秘密である旨明示の上で開示した技術上又は営業上の情報(以下、「秘密情報」といいます。))を、第三者へ漏洩及び開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報は秘密情報より除外されるものとします。

- (1)開示され又は知得したときに既に公知であった情報。
- (2)開示され又は知得したときに既に自己が所有していた情報。
- (3)開示され又は知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
- (4)開示され又は知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
- (5)開示又は知得の前後を問わず独自に取得した情報。

2. 当社及び貴社は、秘密情報のうち、法令、金融商品取引所の規則又は裁判所の判決、決定若しくは命令に基づき開示を義務付けられた情報を、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。なお、かかる開示を行う場合、事前又は事後直ちに、その旨を相手方へ通知しなければならないものとします。

3. 当社及び貴社は、自らの役員及び従業員(以下、「役職員」といいます。))に本条を遵守させる義務を負うものとし、役職員又は元役職員による本条の違反について、一切の責任を負うものとします。

第9条(個人情報)

1. 貴社は、個人情報の保護に関する法律(以下、本条において「法」といいます。))に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して当社より取扱いを委託された個人データ(法第2条第6項に規定する個人データをいいます。以下同じ。))及び本件業務遂行のため、当社貴社間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいいます。))を講ずることについて、本契約又はその他の契約により合意した個人情報(以下、あわせて「個人情報」といいます。))を第三者に漏洩してはならないものとします。

2. 貴社は、当社が指定する情報管理規格に準拠して、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

3. 貴社は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要などときは、事前に当社から書面による承諾を受けるものとします。

4. 個人情報の提供及び返還等については、当社の指示に従うものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び貴社(これらの役職員を含みます。以下、本条において同じ。))は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと及び今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))であること。

(2)実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。

(3)親会社、子会社(いずれも会社法の定義によります。以下、同じ。))又は本契約等の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2. 当社及び貴社は、相手方が本契約の履行に関連して、下記の各号の一に該当したときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)暴力的な要求行為をすること。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。

(3)脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をすること。

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用・名誉を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為をすること。

(5)第三者をして前四号の行為をさせること。

(6)当社及び貴社又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為をすること。

(7)親会社、子会社又は本契約等の履行のために再委託する第三者が前六号のいずれかに該当する行為をすること。

(8)その他前各号に準ずる行為をすること。

3. 前二項により本契約を解除した当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができるものとし、また、本契約等を解除された当該相手方は、解除した当事者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第11条(契約の解除)

1. 当社及び貴社は、相手方が本契約に違反し、当該違反の是正を求める催告を行っても相当期間内に当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

2. 当社及び貴社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき。

(2)破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられたとき。

(3)支払停止若しくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき。

- (4)営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - (5)解散決議をしたとき。
 - (6)財務状態が悪しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (7)相手方の名誉、信用を失墜させ、又は重大な損害を与え又はそのおそれがあるとき。
 - (8)その他、本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。
3. 本条により本契約を解除された当事者は、相手方に対して負う金銭債務について当然に期限の利益を失い、相手方に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。
4. 本条により本契約を解除された当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第12条(損害賠償)

貴社は、貴社の故意又は過失により当社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとします。

第13条(不可抗力)

天災地変、法令の制定改廃、公権力による命令、処分又は第三者の争議行為など、乙の責に帰す事のできない事由により本契約上の当社の義務の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合、当社は、当該遅延又は不能の一切の責任を負わないものとします。

第14条(相殺)

当社は、双方の弁済期の到来に関わらず、本契約に関わらず、当社が貴社に対して負担する債務と、当社が貴社に対して有する債権とを、当社の定める任意の充当の順序に従い対当額にて相殺できるものとします。

第15条(権利義務の譲渡の禁止)

当社及び貴社は、相手方からの事前の書面又は電子メールによる承諾がない限り、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせて、又は担保に供してはならないものとします。

第16条(企業情報利用)

当社は、貴社から受領した企業情報を以下の要領で取り扱います。なお、該当の情報が個人情報に該当する場合は、本項の要領のほか、当社のプライバシーポリシー(<http://vision-net.co.jp/privacy.html>)に則り取り扱うものとします。

1. 利用目的

- (1)当社事業における商品・サービスの案内・提供
- (2)各種懸賞・キャンペーンの案内・提供
- (3)当社事業に関する市場調査等

2. 第三者開示

- (1)貴社が当社に対する債務の支払いを遅延させた場合等、当社に不利益を与えた場合および与えることが明らかな場合当該事案の解決を目的として貴社の情報を当社が委託する第三者へ開示することがあります。
- (2)当社は、本申込みに関連した当社の義務(保守サービス等のサービスの提供に伴うものを含みます)を第三者へ委託する場合があります、当該義務の履行を目的として、貴社の情報を第三者へ開示することがあります。

第17条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されます。

第18条(合意管轄)

本契約に関連する訴訟は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

4597

(1/11)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	36,328 円
項目	事務費	充当額	32,695 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	8 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4597

(2/11)

毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。				 埼玉りそな銀行 RESONA	
取引銀行	取引店	口座番号			
0017		***		*****	
取扱店	お取引日		時刻		
48303	07-09-05		14:50		
お取引内容	お取引金額(円)		手数料		
振込	¥36,218		¥110		
お取引後の残高(円)			おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (硬貨)		
万円 千円 千円			円		
お振込明細またはご案内					
お受取人	埼玉りそな銀行				
	さくらそう支店				
ご依頼人	普通 1491391				
	カ) アス" マリース様				
ヒカ" ツヤマトオルセイムカット" ウツ" ムツヨ様					
ご依頼人	電話番号				
	取扱番号 050132				
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →					

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

政務活動費 領収書等貼付用紙

4597

(4/11)

目 次

令和 4 年 4 月 1 日改定

第 1 条（総則）
第 2 条（個別契約）
第 3 条（レンタル期間）
第 4 条（契約期間）
第 5 条（レンタル料等）
第 6 条（基本管理料）
第 7 条（セーフティサービス料）
第 8 条（支払期日）
第 9 条（保証金）
第 10 条（物件の引渡し、売買）
第 11 条（物件の戻取）
第 12 条（損害賠償の制限）
第 13 条（物件の保守・管理、月次点検）
第 14 条（物件の検査）
第 15 条（禁止事項）
第 16 条（環境汚染物質下での使用禁止）
第 17 条（通知義務）
第 18 条（個別契約終了時の措置、物件の返還）
第 19 条（物件についての損害補償）
第 20 条（反社会的勢力等への対応）
第 21 条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
第 22 条（個人情報保護の利用目的）
第 23 条（個人情報の登録、利用の同意）
第 24 条（契約解除）
第 25 条（契約解除の措置）
第 26 条（中途解約）
第 27 条（解約損害金）
第 28 条（秘密の保持）
第 29 条（連帯保証人）
第 30 条（情報提供義務）
第 31 条（公正証書）
第 32 条（専属的合意管轄）
第 33 条（駐車違反の場合の処置等）
第 34 条（マシンコントロール/マシンガイダンス（MC/MG 機能の提供の停止等））
第 35 条（総則）

第 1 条（総則）
1 建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、貸借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第 2 条（個別契約）
1 各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第 3 条（レンタル期間）
1 各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。
2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第 4 条（契約期間）
本契約の有効期間は契約締結日より 1 年間とし、期間満了 2 か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 5 条（レンタル料等）
1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。
2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
3 レンタル料等は、物件の 1 日 8 時間以内の稼働を前提とするものであり、1 日 8 時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第 6 条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第 7 条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、空室等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第 8 条（支払期日）

- 1 甲は、毎月 〇 日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・翌月・翌々月】 〇 日（金融期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩 4 銭の遅延損害金を支払う。

第 9 条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第 2 4 条 1 項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第 1 0 条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場合において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡しが可能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第 1 1 条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第 2 項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第 1 2 条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第 1 3 条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては専良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転賃すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。

- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 代表者を変更したとき

- (4) 事業の内容に重要な変更があったとき

- (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法定的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害賠償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等横ばうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第 1 項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第 2 1 条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第 2 2 条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び巡行保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

(2) 物件が不返還になった場合に前条第 2 項の措置を行うため

2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。

3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。

- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
- (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
- (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
- (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第 2 3 条（個人情報の登録、利用の同意）

1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に 7 年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。

- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第 2 4 条（契約の解除）

1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。

- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
- (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティサービス料、その他乙に対する償差の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら搬出または引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
- (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
- (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
- (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
- (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
- (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
- 3 甲に第1項の二つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還しない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙違議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確約する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または訴額のいかんにかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に係るレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定期日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシンガイダンス（MC/MG機能の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

- 2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。
- 3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。
- 4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。
- 5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。
- 6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4597

(10/11)

2024年 4 月 / 日

貸貸人（乙）

住所 埼玉県入間市新久1-3-7-1

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 清

貸借人（甲）

住所

氏名 東山 徹

連帯保証人（丙）

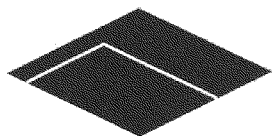
住所

氏名

連帯保証人（丁）

住所

氏名



株式会社 東リース

御中

合計請求書

(表 紙)

株式会社 東リ

人間營業所
〒358-0014 埼玉県入間市宮吉

TEL: 04-2934-6308 FAX: 04-2934-1409

个同...班...班...

前月比請求額	当月比入金額	繰越額	当月物買上額	消費税率	今回請求額	合計請求額
		0	32,925	3,293	36,218	36,218

2-1	通 場 名
-----	-------

8/6

金額

1 事務所

消

課税対象

32.325 A

Figure 1

合 計

36. 21

埼玉りそな銀行 さくらそう支店 普通預金 1491391
かアスマリス

登錄番号 T4-0300-0102-6748

0001-20874-0001

東山徹 政務活動事務所

御中

請求明細書

請求締切日 2025年 8月31日
発行日 2025年 9月 1日
お支払日 2025年 9月30日

株式会社 東山

人間営業所
〒355-0014 埼玉県入間市赤井27
TEL: 04-2934-6308 FAX: 04-2934-1409
営業担当

1 / 2 頁
請求No. 17737421(001)
補助No.

前月請求額	当月入金額	繰越額	当月請求額	当月入金額	繰越額
		0	32,925	3,293	36,218

毎度御引立てに預り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検取下さい。

区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 日	停止	日数	数量	単位	原価	金額	増減
I事務所											
貸出	3ヶ月上様合機	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	7,500	7,500
貸出	留守番電話機 子機1台付	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	2,000	2,000
貸出	PC用モニター A2	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	9,500	9,500
貸出	片袖机W1200縦付	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	2 台	月極	550	1,100
貸出	打合せテーブル1200×750	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	4 台	月極	600	2,400
貸出	肘付回転椅子	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	2 台	月極	350	700
貸出	折畳椅子	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	10 台	月極	120	1,200
貸出	書庫 W900	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	300	300
貸出	カウンター書庫 W900	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	700	700
貸出	パーテーション900×1900	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	4 台	月極	1,200	4,800
貸出	冷蔵庫86〜100リットル	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	1,500	1,500
貸出	消火器10号	24/ 4/ 1	継続 *	8/ 1	8/31		31	1 台	月極	450	450
合 計											

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748

東山徹 政務活動事務所

御中

請求明細書

請求締切日 2025年 8月31日
発行日 2025年 9月 1日

株式会社東リ
入国営業所

請求No. 172374210011
精細No.



区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 自 至	休止 日数	数量	単位	単位 価	金額	摘要
販売	コピー機用 墨/30	25/ 8/20				67	回	5	335	1/30
販売	コピー機用 フォー	25/ 8/20				20	回	22	440	1/30
	< 消費税 >								3,293	
	課税対象額								32,926 X	10%
合 計									35,218	

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 74-0300-0102-6748

政務活動費 領収書等貼付用紙

4598

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	3,358 円
項目	事務費	充当額	3,022 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ウォーターサーバーレンタル料・ボトル代として（令和 7 年 8 月）		
備考	松本義明 但し、ウォーターサーバーレンタル料・ボトル代として（令和 7 年 8 月） 口座名義：松本義明政務活動事務所		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4598

(2/2)

07-09-05 .振替	*3,358	SMBC(ウオーターネット)
--------------	--------	----------------

御請求書

358-0023
入間市扇台2-1-21

松本義明 様

2025年08月20日締

下記の通りご請求申し上げます。
ご入金との行き違いの際はご了承ください。

前回ご請求額	今回入金額	今回お買上額	消費税	今回ご請求額
		3,100	258	3,358

伝票No: 00242742
酸素スズキガス VVN販売部
358-0022
入間市扇町屋5-9-4
TEL: 0120-366-207



発行日: 2025年08月22日
振込先:

お支払方法: 口座振替

日付	伝票No.	商品名	数量	単位	単価	金額	ご入金	備考
		松本 義明						
08/07	32510516	ボトルウォーター 12L ※	2.00		1,300.0	2,600		
08/20	25082001	ウォーターネット安心サポート料	1.00		550.0	500		
		売上合計 税率8%				2,600		
		消費税合計 税率8%				208		
		売上合計 税率10%				500		
		消費税合計 税率10%				50		

注 ※は軽減税率対象商品です。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4599

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	3,000 円
項目	事務費	充当額	2,700 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	chatGPT Plus 利用料金（10 月分）		
備考	請求書宛名：逢澤圭一郎		

支払証明書あり

理由



請求書

2025 年 9 月 5 日

注文番号:

MT1D8K93FT

書類:

708018015079

Apple Account:



ChatGPT

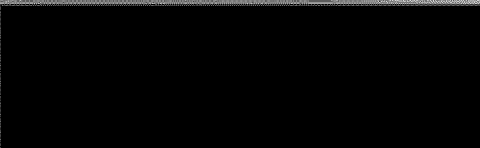
ChatGPT Plus(月額)

更新日: 2025 年 10 月 6 日

¥3,000

JCT(10%)を含む¥273

請求とお支払い



逢澤圭一郎様

小計

¥2,727

JCT(10%)課税

¥273

Visa ••••



¥3,000

更新の領収書を無効にすると、サブスクリプションが更新されるたびに受信する領収書メールの受け取りを停止できます。領収書は、「App Store 設定」>「購入履歴」からいつでも確認できます。

更新の領収書メールを無効にする

サブスクリプションおよび購入に関してご不明な点がある場合

政務活動費 領収書等貼付用紙

4600

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	4,290 円
項目	事務費	充当額	3,432 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	インターネット接続料 9 月分		
備考	保谷武		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4600

(2/2)

月 日	摘要	お支払金額	お預り金額
07-09-05	振替	*4,290	RK.ワイドCATV

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4601

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	2,330 円
項目	事務費	充当額	2,097 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務衛生費購入		
備考	ペーパータオル 200 組 2 個 トイレットペーパー 2 つ		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4601

(2/2)

Shimachu Homes	金額 収 正	No. 030357-3847-5813
	荒谷 真実子 様	2025年09月05日
	金額 ￥2,330 (税込)	
	〈内訳〉 現金 ￥2,330	
登録番号: T1030001004269 集約#-4371- 修正 HC: 050-1712-4326 家具: 050-1712-4326 本社所在地 埼玉県さいたま市中央区上落合6-3-32		
☐ ※領収書に記入して保管する場合は、 印刷面を裏面に貼り付けてください。		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4602

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	3,980 円
項目	事務費	充当額	3,582 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所 飲料水代として 2025 ー 9 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)



フリーダイヤル 0120-441-222

領收書No. 040478

10995123

登錄號: T3310001005550

商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)	税区分
富士山の天然水2本	2	¥1,991-	¥3,980-	8%
<以下余白>				
		税区分	金額(税込)	消費税
		(10%対象)	¥0-	¥0-
		(8%対象)	¥3,980-	¥295-
		非課税	¥0-	¥0-
		不課税	¥0-	¥0-

政務活動費 領収書等貼付用紙

4609

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 6 日	支出額	3,320 円
項目	事務費	充当額	2,988 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ChatGPT		
備考	金子 裕太		

支払証明書あり

理由

ご利用日	ご利用先など・ 支払区分	今回の お支払い金額
------	-----------------	---------------

2025/ 09/06	OPENAI *CHATGPT SUBSCR [REDACTED]	3,320円
----------------	---	--------

1回払い

・ご利用金額	: 3,320円
・今回回数	:
・訂正サイン	:
・摘要	: (現地通貨額) 22.00 / USD (換算レート) 150.941 円 / USD (換算日) 09 / 08
・備考	: *

政務活動費 領収書等貼付用紙

4647

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	13,530 円
項目	事務費	充当額	10,824 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー機リース代		
備考	宛名：関根信明		

支払証明書あり

理由 口座振替の為

23

さいたま市北区

2丁目789

関根信明政務事務所 内

信明

様



431111 07201 0000339#

0001/0003 0000700

作成日 : 2023/07/19

ページ : 1 / 2

お問合せ先
担当支店 関信越営業部 営業課
電話 050-3818-9448
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

105-0003

東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア8階

三菱HCビジネスリース株式会社

※、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
()度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
()約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

契約内容

契約番号		リース期間	48 ヶ月	
契約種類	リース	リース期間開始日	2023/07/07	リース期間満了日 2027/07/06
品名	株式会社 山本商会	リース料	12,300円	リース料 590,400円
		消費税等	1,230円	消費税等 59,040円
物件名	複合機	お支払額	13,530円	お支払額 649,440円
	※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日 07 日	お支払方法 口座振替

支払引落口座

機関名	埼玉りそな銀行	預金種目	普通	口座番号	
名義人	セキネ ノブアキ				

支払内容

お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
		リース料	消費税等					リース料	消費税等	
2023/08	13,530	12,300	1,230	635,910	31	2026/02	13,530	12,300	1,230	230,610
2023/09	13,530	12,300	1,230	622,380	32	2026/03	13,530	12,300	1,230	216,480
2023/10	13,530	12,300	1,230	608,850	33	2026/04	13,530	12,300	1,230	202,950
2023/11	13,530	12,300	1,230	595,320	34	2026/05	13,530	12,300	1,230	189,420
2023/12	13,530	12,300	1,230	581,790	35	2026/06	13,530	12,300	1,230	175,890
2024/01	13,530	12,300	1,230	568,260	36	2026/07	13,530	12,300	1,230	162,360
2024/02	13,530	12,300	1,230	554,730	37	2026/08	13,530	12,300	1,230	148,830
2024/03	13,530	12,300	1,230	541,200	38	2026/09	13,530	12,300	1,230	135,300
2024/04	13,530	12,300	1,230	527,670	39	2026/10	13,530	12,300	1,230	121,770
2024/05	13,530	12,300	1,230	514,140	40	2026/11	13,530	12,300	1,230	108,240
2024/06	13,530	12,300	1,230	500,610	41	2026/12	13,530	12,300	1,230	94,710
2024/07	13,530	12,300	1,230	487,080	42	2027/01	13,530	12,300	1,230	81,180
2024/08	13,530	12,300	1,230	473,550	43	2027/02	13,530	12,300	1,230	67,650
2024/09	13,530	12,300	1,230	460,020	44	2027/03	13,530	12,300	1,230	54,120
2024/10	13,530	12,300	1,230	446,490	45	2027/04	13,530	12,300	1,230	40,590
2024/11	13,530	12,300	1,230	432,960	46	2027/05	13,530	12,300	1,230	27,060
2024/12	13,530	12,300	1,230	419,430	47	2027/06	13,530	12,300	1,230	13,530
2025/01	13,530	12,300	1,230	405,900	48	2027/07	13,530	12,300	1,230	0
2025/02	13,530	12,300	1,230	392,370						
2025/03	13,530	12,300	1,230	378,840						
2025/04	13,530	12,300	1,230	365,310						
2025/05	13,530	12,300	1,230	351,780						
2025/06	13,530	12,300	1,230	338,250						
2025/07	13,530	12,300	1,230	324,720						
2025/08	13,530	12,300	1,230	311,190						
2025/09	13,530	12,300	1,230	297,660						
2025/10	13,530	12,300	1,230	284,130						
2025/11	13,530	12,300	1,230	270,600						
2025/12	13,530	12,300	1,230	257,070						
2026/01	13,530	12,300	1,230	243,540						

特約事項

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4648

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	1,780 円
項目	事務費	充当額	1,602 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用お茶代		
備考	支払者：武内政文		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4648

(2/2)

CAINZ

越生店 Tel 049-292-8222
登録番号 T3070001006474

会員さまアンケートご協力のお願い

当店でのお買い物はいかがでしたか？
ぜひ、お客さまの声をお聞かせください。
ご回答者全員に
カインズポイント10Pプレゼント！
※二次元コードを読み取りご回答ください
※回答期限：2025年9月26日 AM9:00
※ポイント付与：ご回答後1ヵ月前後予定



領 収 証

お買い上げ商品を返品・交換の際は
レシートを必ずお待ち下さい。
購入日より1ヵ月以内までに
お願い致します。

2025年09月08日(月)13時14分 #7278

* 064 I_Cオーイ杆	¥280	¥1,780
1点 小計		¥1,780
合計		¥1,780
(含む消費税等		¥131)
(8%対象		¥1,780
消費税		¥131)
※は軽減税率8%適用商品		
現金	¥2,000	
お釣り	¥220	

◆◆◆◆ ポイント情報 ◆◆◆◆

カインズ会員番号	XXXXXXXXXX
前回ポイント	ポイント
今回ポイント	8ポイント
累計ポイント	ポイント

カインズカードがさらに使いやすく
たまったポイントが1ポイント
からご利用頂けるようになりました
ただいま新規カード会員募集中！

店:0773 レジ:0001


01077300012509087278

政務活動費 領収書等貼付用紙

4649

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	440 円
項目	事務費	充当額	396 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	切手代（県政資料送付）		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4649

(2/2)

領収書		様
[証紙切手引受]		
第一種定形 @110	4通	11.5g ¥440
小 計		¥440
郵便物引受合計通数		4通
課税計(10%)		¥440
(内消費税等(10%))		¥40
非課税計		¥0
合計		¥440
お預り金額		¥1,000
おつり		¥560
		
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時：2025年 9月 8日 12:21 発行No. 250908A6295 端N94箱01 連絡先：鴻巣大間郵便局 TEL:048-596-8282		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4650

(1/3)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	2,970 円
項目	事務費	充当額	2,673 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IT 環境運用保守料		
備考	「口座名義：横川雅也」 9 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4650

(2/3)

9	07-09-08	.振替	*2,970	SMBC (フジ"フィルム	
---	----------	-----	--------	---------------	--



請 求 書

	お支払約束日	2025年09月08日
	お支払方法	口座振替(三井住友カード)
	金融機関名	埼玉りそな銀行
	本・支店名	〇〇〇〇支店
	預金種目/口座番号	普通預金 XXXXXXXXXXXX XXXX
	指定口座名	上記、お支払約束日より 上引させていただきます。

[illegible]

政務活動費 領収書等貼付用紙

4651

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	2,900 円
項目	事務費	充当額	2,320 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	GoogleAIPro (2TB) (GoogleOne) 利用料 9 月分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。 ⑤埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由
請求書のため



ありがとうございました

Google Play での「Google Digital Inc.」の定期購入を継続し、請求が発生しました。 定期購入を管理

注文番号: SOP.3381-4432-3207-08785..3

注文日: 2025/09/08 9:52:03 JST

お客様のアカウント:

アイテム

価格

Google AI Pro (2 TB) (Google One) (開発元: Google LLC)

¥2,900/月

定期購入の自動更新

合計: ¥2,900/月

(消費税 ¥264 込み)

お支払い方法:

ボンボイ

政務活動費 領収書等貼付用紙

4652

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	14,281 円
項目	事務費	充当額	7,140 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	電気代（本宿事務所）		
備考	埼玉県議会議員自由民主党議員団 小島信昭		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4652

(2/2)

電気料金等領収証		発行年月日 2025年 10月 02日
自由民主党埼玉県支部 三好 隆		
¥14,281 -		
(うち消費税相当額 ¥1,298)		
但 2025年 08月分 電気料金として 上記正に指定の口座より引き落としにて領収いたしました		
領収月日 9月 8日		
領収者 領収番号 お支払い番号 ご領収の先 ご領収の場 ご領収の 時間 領収場所 ご領収者	株式会社 三好 隆 00000000000000000000 00000000000000000000 00000000000000000000 00000000000000000000 00000000000000000000 00000000000000000000 00000000000000000000 00000000000000000000	東京電力エナジーパートナー株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEPCO

政務活動費 領収書等貼付用紙

4653

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	1,650 円
項目	事務費	充当額	1,485 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ガス代（8 月分）		
備考	鈴木正人		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4653

(2/2)

12 07-09-08: 振替		*1,650	SMBC (カ)
-----------------	--	--------	----------

¥ご請求書

〒353-0002
志木市中栄岡1-1-2
成田アパート 事務所
鈴木正人事務所 様

お客様番号:
毎度ありがとうございます。
下記の通り、ご請求申し上げます。内容をご確認の上、宜しくお願い申し上げます。
2025年08月分

口座振替のご案内

次回は 9月8日ご指定の金融機関より振替させていただきます。

カメイ(株)埼玉支店 川口営業所

〒333-0833
埼玉県川口市西新井宿5-9-8
TEL:0570-03-3064 FAX:048-286-8011
登録番号:T5370001003340
担当:00421025 担当者

振込先
三菱UFJ銀行 上尾支店 普通 1403475

前回ご請求額	当月お買上額	当月消費税額	当月ご入金額	調整額	今回ご請求額
	1,650	150		0	1,650

日付	項目名	数量	単位	単価	金額
8/12	プロパンガス				1,500
8/12	基本料金 07月12日～08月12日				1,500
8/12	従量料金 (使用量)				0
8/12	メー(M3) 10.7～10.7				0
	(課税対象額 10%)				1,500
	(消費税等 10%)				150

政務活動費 領収書等貼付用紙

4654

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	39,930 円
項目	事務費	充当額	19,965 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	コピーカウンター料		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4654

(2/2)

領 収 証									
No. 93149									
7年 9月 8日									
飯塚俊彦 様									
金 額									
¥ 39930									
(内、消費税及び地方消費税¥)									
但 北九州米(2025.6月7月8月)									
上記金額正に領収致し									
 株式会社 雄 飛 堂									
代表取締役 中 田 弘 明									
〒330-0841 本 社 さいたま市大宮区東町1丁目54番地									
〒360-0024 熊谷支店 熊谷市間屋町3丁目1番16号									
登録番号:T2030001008715									
金額訂正ならびに取扱印なきものは無効									

内訳

現金	✓
小切手	/
手形	/

※領収金額が5万円未満の領収書は、100万円以下、200円、100万円～300万円以下、400円、300万円～500万円以下、500円、500万円～1千万円以下、2千円、1千万円～2千万円以下、4千円、2千万円～4千万円以下、8千円

担当者印



政務活動費 領収書等貼付用紙

4655

(1/4)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	10,560 円
項目	事務費	充当額	9,504 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代（複合機）/9 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4655

(2/4)

4月-09-08

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-09-08 振替	*10,560	HC)ミツバシHBL	

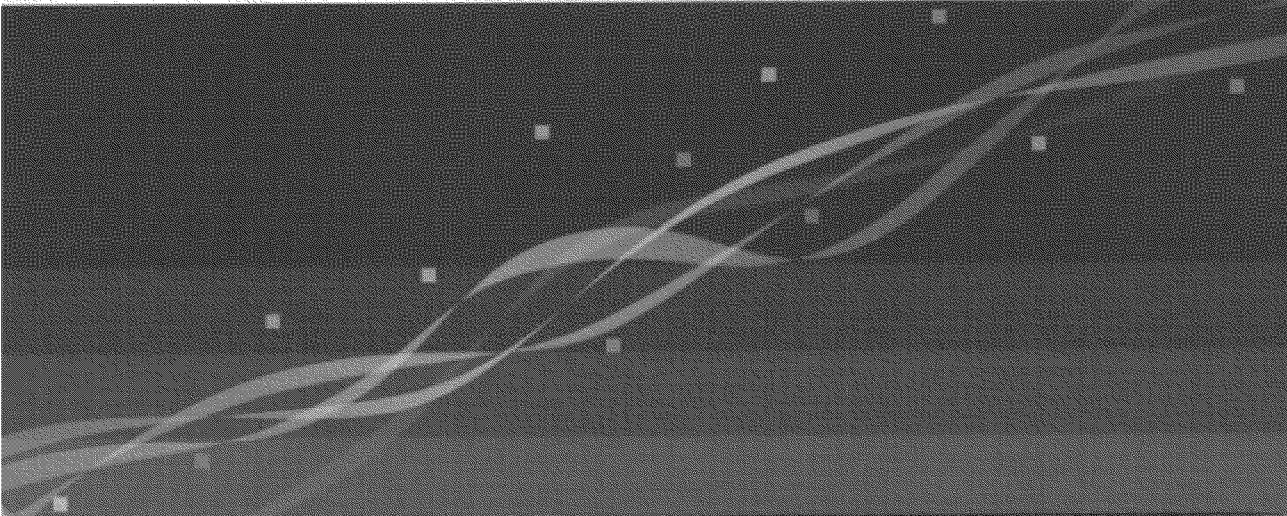
○他店支払いの小切手等でご入金のかきは、摘要欄にお払込ができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

振替差引残高を新通帳へ繰越しました。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4655

(3/4)

		
		小川直志 政務活動事務所様
埼玉りそな銀行	普通預金通帳	
		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4655

(4/4)

※ 2021年10月

350-0223

埼玉県坂戸市
八幡1丁目1-2 小川ただし事務所 内

小川 直志

様



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

431111 03291 0001068#

0001/0003 0002217

作成日 : 2022/05/28
ページ : 1 / 2

お問い合わせ先	担当支店	関係部署課	営業課
電話	050-3818-9448		
受付時間	平日 09:00~17:00		

105 0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエアB館
三菱H.C.ビジネスリース株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】					
契約番号		リース期間	60 ヶ月		
契約種類	リース	リース開始期日	2022/03/23	リース期間満了日	2027/03/22
販売店名	教育産業 株式会社	リース料	9,600円	リース料	578,000円
代表物件名	複合機	消費税等	960円	消費税等	57,600円
		お支払額	10,560円	お支払額	635,600円
		※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払	07 回

【お支払口座情報】					
金融機関名	埼玉りそな銀行	支店		振込種別	普通
口座名義人	オガワタダシセイムカツドウジムシロ				

【お支払内容】												(単位:円)
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	
			リース料	消費税等					リース料	消費税等		
1	2022/05	10,560	9,600	960	623,040	31	2024/11	10,560	9,600	960	308,240	
2	2022/06	10,560	9,600	960	612,480	32	2024/12	10,560	9,600	960	297,680	
3	2022/07	10,560	9,600	960	601,920	33	2025/01	10,560	9,600	960	287,120	
4	2022/08	10,560	9,600	960	591,360	34	2025/02	10,560	9,600	960	276,560	
5	2022/09	10,560	9,600	960	580,800	35	2025/03	10,560	9,600	960	266,000	
6	2022/10	10,560	9,600	960	570,240	36	2025/04	10,560	9,600	960	255,440	
7	2022/11	10,560	9,600	960	559,680	37	2025/05	10,560	9,600	960	244,880	
8	2022/12	10,560	9,600	960	549,120	38	2025/06	10,560	9,600	960	234,320	
9	2023/01	10,560	9,600	960	538,560	39	2025/07	10,560	9,600	960	223,760	
10	2023/02	10,560	9,600	960	528,000	40	2025/08	10,560	9,600	960	213,200	
11	2023/03	10,560	9,600	960	517,440	41	2025/09	10,560	9,600	960	202,640	
12	2023/04	10,560	9,600	960	506,880	42	2025/10	10,560	9,600	960	192,080	
13	2023/05	10,560	9,600	960	496,320	43	2025/11	10,560	9,600	960	181,520	
14	2023/06	10,560	9,600	960	485,760	44	2025/12	10,560	9,600	960	170,960	
15	2023/07	10,560	9,600	960	475,200	45	2026/01	10,560	9,600	960	160,400	
16	2023/08	10,560	9,600	960	464,640	46	2026/02	10,560	9,600	960	149,840	
17	2023/09	10,560	9,600	960	454,080	47	2026/03	10,560	9,600	960	139,280	
18	2023/10	10,560	9,600	960	443,520	48	2026/04	10,560	9,600	960	128,720	
19	2023/11	10,560	9,600	960	432,960	49	2026/05	10,560	9,600	960	118,160	
20	2023/12	10,560	9,600	960	422,400	50	2026/06	10,560	9,600	960	107,600	
21	2024/01	10,560	9,600	960	411,840	51	2026/07	10,560	9,600	960	97,040	
22	2024/02	10,560	9,600	960	401,280	52	2026/08	10,560	9,600	960	86,480	
23	2024/03	10,560	9,600	960	390,720	53	2026/09	10,560	9,600	960	75,920	
24	2024/04	10,560	9,600	960	380,160	54	2026/10	10,560	9,600	960	65,360	
25	2024/05	10,560	9,600	960	369,600	55	2026/11	10,560	9,600	960	54,800	
26	2024/06	10,560	9,600	960	359,040	56	2026/12	10,560	9,600	960	44,240	
27	2024/07	10,560	9,600	960	348,480	57	2027/01	10,560	9,600	960	33,680	
28	2024/08	10,560	9,600	960	337,920	58	2027/02	10,560	9,600	960	23,120	
29	2024/09	10,560	9,600	960	327,360	59	2027/03	10,560	9,600	960	12,560	
30	2024/10	10,560	9,600	960	316,800	60	2027/04	10,560	9,600	960	0	

【ご連絡事項】
お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4656

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	2,154 円
項目	事務費	充当額	1,938 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	事務所電気代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4656

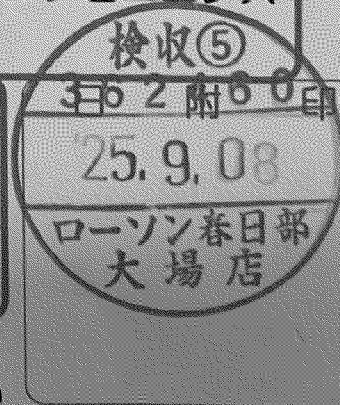
(2/2)

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	7-8	払込金額	¥ 2 1 5 4	うち消費税等相当額 円	195
ご契約	40 A	戸数		ご使用量kWh	37
コード		うち精算金額 円			
ご使用期間	7月 8日~	8月 6日	ご契約変更	お名前変更	月 日
ご使用場所	春日部市 中央 1丁目	59 番(地)	4 号		
ご使用場所		メクミビル	棟 101 号		
お支払人氏名	シラト ユキヒト 様				
お支払期限日	9月 8日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	04	ご契約種別	従量電灯 B		
お客さま番号					
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)				

東京電力エナジーパートナー株式会社
(お客さま控え)

○本領収証により集金員が収納することはありません。



政務活動費 領収書等貼付用紙

4657

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	1,870 円
項目	事務費	充当額	1,683 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	春日部市 水道料金・下水道料金		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4657

(2/2)

春日部市 水道料金・下水道使用料
納入 通知書 兼 領収書

中央1丁目59-4
伊藤貸事務所 101

白土 幸仁 様

下記の金額を納期限内に納めてください。

春日部市水道事業管理者職務代理者
春日部市上下水道部長

水栓番号	[REDACTED]		
請求月分	7年 7月・ 7年 8月分		
ご使用期間	令和 7年 6月 12日～ 令和 7年 8月 9日		
用 途	一般	□ 径	20mm
使用水量	0 m³		
水道料金	1,870 円		
消費税 10 %	(うち消費税相当額 170 円)		
下水道使用料	0 円		
消費税 %	(うち消費税相当額 0 円)		
ご請求金額	1,870 円		
精 算 日	年 月 日		
発 行 日	令和 7年 9月 1日		
納 期 限	令和 7年 9月 16日		

上記の金額を領収いたしました。
春日部市水道事業企業出納員

金額を訂正した
ものおよび領収
日付印のないも
のは無効です。

収納代行
りそな決済サー
ビス㈱

T7800020002450
春日部市水道事業

領収⑤
362460
25.9.08
コーソン春日部
大場店

収入印紙不要 (お客様保管)

政務活動費 領収書等貼付用紙

4658

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	1,995 円
項目	事務費	充当額	1,596 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー料金 7 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

発行日：2025年08月04日
請求書番号：850801-0110913

様

富士フイルムビジネスインベシジョンジャパン



今回ご請求額	1,995円
--------	--------

ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

技術合資企業： 電話： 0120-069-860

【お知らせ】
EP利用規約を2025年6月に改定しました。
詳細は当社HPの「EP-BB利用規約」をご参照ください。

登録番号：T1011101015050

[illegible]

料 金 項 目 / 品 名		期 間 / 送 品 N O	枚数/数量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1	トータルサービス料金	2025/07/01-2025/07/31				1814
2	黒モード	1カット以上	13	3.00	39	
3	フルカラー	1カット以上	71	25.00	1775	
4	ご使用合計		84			
5						
6	{ 代金/料金合計 }					1814
7	{ 消費税および地方消費税(10%) }					181
8	{ 今回ご請求額 }					1995
9						
10	※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 221876					
11	(今回) (前回) (テスト) (ミス)	2025/07/01-2025/07/31				
12	1 (19732) (19718) (0) (1)	設置先				
13	2 () () () ()	埼玉県議会議員 保谷たけし				
14	3 (15386) (15314) (0) (1)					
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

12221 01308

31 0808 0C9

3.1 備考：